

要望No.	要望	回答	部	課
1	<p>1、今年4月からの消費税引き上げの影響は深刻です。政府は、介護保険の制度改定や医療費抑制など給付の削減と負担増を具体化しており、社会保障の充実という増税の口実は成り立ちません。政府に対し、市民生活に重大な悪影響をもたらす来年10月からの消費税10%への増税の中止を求めます。また、消費税率引き上げや行財政改革を理由とした使用料の見直し、受益者負担の見直しによる給食費、下水道料金、公共施設使用料など公共料金の値上げを行わないこと。</p>	<p>平成27年10月の消費税10%への引き上げについては、29年4月まで延期することが予定されており、国会で十分議論されるものと考えています。 行財政改革の観点からは、行政サービスの提供にかかるコスト(経費)を分析し、税で負担する公費による負担と、利用者が負担する受益者負担の割合についての考え方を整理するとともに、公平性と透明性を確保した受益者負担の適正化の取組を進めていきます。</p> <p>学校給食費については、学校給食法の規定により、食材料費のみを保護者負担としています。学校給食の適正な実施のため、給食費の設定については食材料費等の価格状況を注視し、適正な給食費を決定していきます。</p> <p>下水道使用料については、平成27年度予算において値上げを行いません。</p>	<p>税務部 行財政改革部</p>	<p>税制課 行政管理課</p>
2	<p>2、2014年度は国民健康保険税が値上げされ、市民から「負担が重くなった」との声が寄せられ、「広域化」方針による国保税への影響が懸念されています。年金生活者や非正規雇用、無職者など低所得者が多く、国保税をさらに引き上げることのないよう、国に対して国庫負担の増額、都に対して補助金の増額を求めるとともに必要な一般会計の繰り入れを確保すること。</p>	<p>本市国民健康保険事業は、他の保険者同様に景気の低迷による保険税収入の減収に加え、高齢化の進展や医療技術の高度化により医療費は伸び続けており、本来、加入者の負担する保険税や国庫負担金等を財源として賄うべきところ、毎年多額の一般会計からの繰入金により財源を補てんする厳しい財政運営を余儀なくされています。今後、一般会計繰入金をさらに増額することは、市の財政運営にも大きな影響を及ぼすことになるとともに、国保加入者と非加入者との間の税負担の公平性を著しく欠くことになると考えます。 国・都に対しては、市長会を通じて、健康保険の安定した事業運営を継続するための補助金等の増額要望を今後も続けていきます。</p>	<p>医療保険部</p>	<p>保険年金課</p>
3	<p>3、非正規雇用の拡大やブラック企業の横行などにより、就職できずに悩みひきこもりとなる青年が増え、その対応が求められています。八王子若者サポートステーションにおいて今年度から始まった職場体験・職場実習を継続し、支援プログラムを充実させること。市外事業所のサテライトとなった体制から再度独立した事業所として活動できる体制へと充実させること。事業と施策の前提となる、市内でのひきこもり実態調査を行うこと。</p>	<p>サポートステーション事業は国の委託事業であり、受託者は本事業実施要領等にのっとり、事業目標数を定め、企画書を国へ提出します。目標数や体制、運営形態等は受託者が決定することであり、制度上、本市がこれらを決定することはできません。しかしながら、八王子サポートステーションは本市の若者にとって重要な支援拠点であるため、受託者と協議のうえ、平成27年度も、現在の受託者の企画書に基づきその運営を推薦しました。また、今後も、サポートステーションとの連携を強化し、自立を目指す若者へ様々な職場体験の場などを提供する「若者無業者就労促進事業」を充実させ、若者の自立支援を推進していきます。 ひきこもりの調査については、引き続き国や都の調査を参考にしていきます。ひきこもりの支援については、保健所では、専門医や保健師による面接や家庭訪問による精神保健相談を実施しています。</p>	<p>子ども家庭部 健康部(保健所)</p>	<p>児童青少年課 保健対策課</p>

要望No.	要望	回答	部	課
4	<p>4、1800人に上る特別養護老人ホームの待機者解消をめざし、広域型特養の増設はもちろん、地域密着型特養ホームの増設を具体化すること。在宅でも安心して住み続けられるよう、高齢者あんしん相談センターを抜本的に増設するとともに、見守り活動の拠点として「シルバーふらっと」を館ヶ丘、長房に続いて設置すること。</p> <p>要支援1・2の方へのホームヘルプサービスやデイサービスを地域支援事業に移行して介護の質が低下することのないようにし、利用者サービス選択の意思を尊重すること。国に対しては、サービスの質や内容等に格差が生じさせないよう十分な支援を求めること。要介護3未満であっても必要に応じて特養入所を認め市として適切な措置を行うこと。</p>	<p>「高齢者計画・第6期介護保険事業計画(平成27～29年度)」(以下、第6期計画)では、特別養護老人ホームの待機者解消のため、地域密着型特別養護老人ホーム3か所の整備を計画し、シルバーふらっと相談室・シルバー見守り相談室については、高齢者の孤立防止を目的に、高齢者見守りの拠点が不足しがちな地域を中心に、増設に向けた検討を現在進めています。</p> <p>第6期計画期間中に、高齢者あんしん相談センターを2か所増設するほか、個別センターの職員体制充実、市の果たすべき基幹型センター機能の強化を図ります。現行予防給付の地域支援事業への移行に関しては、現行のサービス水準を踏まえて制度づくりを進めます。</p> <p>要支援1・2の方へのホームヘルプサービスやデイサービスを地域支援事業に位置付けた「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しますが、移行にあたっては、身体状況に応じて、専門職の提供するサービスが必要な方、緩和された基準でのサービスで対応できる方を見極めをしっかりと行うとともに、利用者の皆様には丁寧な説明を行い、ご理解をいただいたうえでサービスの選択ができる体制を整えていきます。</p> <p>また、特別養護老人ホームへの入所対象者を要介護3から5と認定された方を基本としつつも、入所の判断にあたって市が適切に関与しながら、自宅において日常生活を送ることが困難な方について、やむを得ない理由のある要介護1・2の方であっても入所できるよう、特別養護老人ホームの入所指針を見直しています。</p>	福祉部	<p>高齢者いきいき課 高齢者福祉課</p> <p>介護保険課</p>
5	<p>5、昨年10月の伊豆大島や本年8月の広島での土砂災害によって多くの人命が失われるなど甚大な被害が発生しました。これまでに経験したことのない大雨や本年2月の大雪に見られるように地球環境の大きな変動による自然災害に対し、身近な自治体の果たす役割はますます大きくなっています。</p> <p>防災分野での全市的体制の強化を図ると同時に、災害に直面したときの避難方針の整備を図ること。今回の台風18号、19号では、多くの自治体が避難勧告や避難指示を出しました。こうした避難に関する方針、基準を明確化し、市民に周知すること。</p>	<p>台風やゲリラ豪雨などの風水害や地震災害など日本各地で様々な自然災害が発生している中、基礎自治体の果たす役割は大きくなっています。そこで、平成26年に修正した「地域防災計画」では、避難勧告等の目安を具体的に記載するとともに、市民等へ公表しており、災害時にはこれに基づき、適切なタイミングで発令できるよう体制の強化を図っています。</p> <p>また、27年5月には都と合同で土砂災害を想定した訓練を行うほか、出前講座やホームページなど、あらゆる機会をとらえて周知・啓発を図っていきます。</p>	生活安全部	防災課
6	<p>6、子ども・子育て支援新制度のもとで、どの子どもも豊かな発達を保障し、安全安心の保育体制を関係者とともに作りあげ、待機児解消は、認可保育園を中心に対応すること。公立保育園の役割をふまえ、由木・多摩ニュータウン地区にも整備すること。民間保育士の処遇改善を進め、保育士の確保、質の向上を図ること。</p> <p>学童保育所の対象年齢を引き上</p>	<p>「子ども・子育て支援新制度」のもと、社会福祉審議会・児童福祉専門部会から意見を聞くとともに、保育園、幼稚園協会等と連携し教育・保育の質を向上していきます。</p> <p>平成26年4月1日の待機児童数は、認可保育所2園の新設と2園の増改築等により、現在の「保育所入所待機児童の定義」が定められた14年以降最少の231名となりました。</p> <p>引き続き、認可保育所の施設整備を中心にしながら、地域型保育の活用も図るなど低年齢児の保育定員の拡大を進め、待機児童解消に努めていきます。</p>	子ども家庭部	保育対策課

要望No.	要望	回答	部	課
	げ、面積基準を学童一人当たり1.65㎡と定めた以上、これを一日も早く満たせるよう抜本的な施設整備を行うこと。	学童保育所については、現状の施設の実態から、全ての施設での対象年齢引き上げは困難です。今後計画的に施設整備を行い待機児童の解消に努めていきます。児童の放課後の居場所の確保のため、放課後子ども教室の充実にも努めていきます。	子ども家庭部	児童青少年課
7	7、今、子どもの貧困が6人に1人と言われ、貧困の連鎖を断ち切る支援が求められています。生活保護家庭の生徒に対する無料塾を充実させること。就学援助について、対象者を広げる所得基準の引き上げを行うとともに、様々な事情から申請用紙を受け取りながら手続きが進まない家庭への丁寧な支援を行うこと。	<p>無料塾は、平成26年度は市内4か所で実施しましたが、27年度からは計6か所で実施します。また、児童扶養手当全部支給世帯まで対象者を広げるなど、拡充して実施します。</p> <p>就学援助の所得基準については、現在のところ適切であると判断しています。なお、生活保護基準の引き下げについては、就学援助に影響が及ばないように検討しています。</p> <p>今後も、必要な人が制度を利用できるように学校と連携し、家庭への支援を含め制度の周知に努めるとともに、社会情勢を見ながら適切な基準を検討していきます。</p>	福祉部	生活福祉第一課 生活福祉第二課 自立支援課
8	8、中学校給食について、デリバリーランチは運搬時の温度設定や汁物を出すなどの改善にもかかわらず、この3年間平均20%を切る一方、小中一貫校の「自校方式」、試行とされた川口中の「親子方式」の喫食率はさらに高まっています。運搬などもスムーズで好評です。評価が裏付けられた「親子方式」を市長の公約通り、他の中学校に拡大する実施計画をつくり着実に実行すること。「親子方式」で対応できないところは「自校方式」の実施を判断すること。	<p>中学校給食における親子方式の拡大については、「ビジョン2022アクションプラン(平成27～29年度実施計画)」で示しているように、費用等の課題を検討し、可能な学校から実施していきます。</p> <p>また、「自校方式」による給食の実施は、給食設備を新たに設置するなど、大規模な改修工事等を伴うこととなるため、全校導入は現時点では難しいと考えています。</p>	学校教育部	保健給食課
9	9、司書資格をもつ読書担当サポーターは、現在11名が44校を担当し、対象校ではどこでも歓迎され、成果があがっています。本年6月の学校図書館法改正により、学校司書が法制化され、市議会ではすべての学校図書館に専任司書の配置を求める請願が採択されています。読書担当サポーターの名称を「学校司書」とするなど、司書資格を持つ方であることがわかるよう改め、その数を大幅に増やし、取り組みの交流や研修ができるセンターを設置すること。	学校図書館は司書教諭が中心となり、活用を進めることが重要です。現在、司書の資格を持った「学校図書館サポーター(読書推進担当)」の名称を「学校司書」に変更し、増員することで、司書教諭を中心に、授業の中で計画的に学校図書館を活用できるよう支援していきます。また、学校図書館活用について検討する組織を立ち上げ、学校図書館サポート事業のさらなる充実を図っていきます。	学校教育部	指導課

要望No.	要望	回答	部	課
10	<p>10、居住環境整備助成事業は、市民に喜ばれ地元業者の仕事起こしに役立っています。前期・後期に分けた募集が行われるなどの工夫を継続し、予算額の拡充を図り、対象工事を広げた住宅リフォーム助成制度とすること。</p> <p>一方、木造住宅耐震改修は、予算額に達しない状況が続いており、積極的な普及啓発を図ること。耐震診断から施工、完了検査までの手続きを質の担保を図りつつ簡素化するなど、地元業者がさらに参加しやすいよう改善すること。</p> <p>公契約条例制定の動きがさらに他の自治体に広がっている動向を注視し条例制定の検討を行うこと。</p>	<p>居住環境整備助成事業については、限られた財源を有効に活用しつつ、利用しやすい制度となるように、事業を運営していきます。</p> <p>「住宅リフォーム助成制度」については、居住環境整備助成事業を既に実施していることから、新たに実施する予定はありません。</p> <p>木造住宅耐震改修については、耐震改修工事の質を確保する観点から、診断と改修の事業者を分けることによって、第三者によるチェック機能が働くような手続きを定めています。今後も耐震改修工事の質が確保される中で、市民や事業者がより使いやすい新たなルールの導入の可否について、引き続き検討します。</p> <p>平成22年10月から26年3月まで設置していた「公契約に関する調査研究委員会」の検討結果を踏まえ、効果について意見が分かれている公契約条例よりも、総合評価方式の見直し等の対応可能な入札契約制度の改善に取り組むこととし、公契約条例は現段階では制定しない方針としました。</p> <p>なお、国や他自治体の動向については、引き続き注視していきます。</p>	まちなみ整備部	住宅政策課
11	<p>11、生ごみの資源化は重要課題ですが、ダンボールコンポストによるたい肥化モデル事業の満足度は、抗酸化バケツ方式と比べると低くなっています。様々なたい肥化促進に一層の支援を行うとともに、生ごみ処理機の購入費補助も拡大すること。</p> <p>ごみ処理基本計画に盛り込まれた生ごみ大型処理機の地域への貸し出しは、町田市が50台という実績をあげ、資源化施設の整備を計画していることをふまえ、本市でも具体化を進めること。学校給食残渣の大型処理機導入拡大などを先行し、抜本的な対策をとること。国が安全な生ごみ資源化・堆肥化に向けた本格的な研究と対策を進めるよう要請すること。</p>	<p>生ごみの資源化を促進するには、さまざまな手法を検討し、実施する必要があります。ダンボールコンポストは、ごみの分別や、できたたい肥の活用など、資源化する楽しみを感じながら、環境への意識付けを高めるのに効果があると考えています。また、平成24年度からダンボールコンポストの基材に対しても補助対象とするなど、生ごみ処理機の購入補助品目の拡大も行っています。</p> <p>大型生ごみ処理機の地域活用については、現在、生ごみ処理機の管理方法や処理したものをたい肥化するルート確保など、さまざまな課題を整理しているところです。</p> <p>大型生ごみ処理機の学校活用については、20年から食の循環モデル事業を実施し、一定の成果を得ましたが、保守委託料や電気使用量のランニングコスト、処理状況の確認を定期的に行わなければならないなど人的な体制も必要となり、今のところ拡大の予定はありません。生ごみ資源化については、食品リサイクル法など国の動向を注視していきます。</p>	資源循環部	ごみ減量対策課

要望No.	要望	回答	部	課
12	<p>12、川口物流拠点計画されている里山・天合峰は、2644種の動植物の生息が確認され貴重な自然の宝庫です。なかでも南斜面は、3つの沢を擁し特に生息する動植物も豊かな部分であり、オオタカが子育てをした営巣木もあります。さらに、斜面直下に住宅地が広がり、福祉施設も隣接して騒音・振動、土砂災害、水害等様々な影響が懸念されます。川口物流拠点計画は貴重な自然が残る里山を破壊する行為であり、直ちに中止すること。</p> <p>北西部幹線道路は市の財政負担が莫大であること、住居地域を分断すること、構造が水害に弱く、また走行に危険であることなど問題が多く、現行計画を中止すること。</p>	<p>「川口地区物流拠点整備事業」(以下、川口拠点整備事業)は、「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」(以下、西南部整備方針)、「都市計画マスタープラン」に基づき、地域経済の振興や首都圏物流の効率化を目的とし、自然環境に十分配慮しながら圏央道の整備効果を活かした流通・産業拠点の基盤を整備するものです。</p> <p>当該事業の計画地について、「都市計画マスタープラン」では「流通・研究業務地」として位置づけており、既存の居住・自然環境に悪影響を及ぼさぬよう十分配慮しながら、交通利便性の向上に伴う開発ポテンシャルの高まりを適正に吸収し、自立都市の実現に資する産業系市街地の計画的な整備を目指しています。</p> <p>さらに、「第2次都市計画マスタープラン」では「産業・業務複合地」として位置づけており、広域的な交通利便性を活かして、周辺の住環境や良好な自然環境との調和に配慮した産業、業務、流通・物流など、職住近接や地域の利便性向上、地域経済の活性化に資する産業拠点づくりを目指すこととしています。</p> <p>「川口土地区画整理事業」については、「川口土地区画整理組合設立準備会」において環境影響評価方法書に基づいた各種調査に着手しています。このため市は、造成による環境への影響をできる限り回避・低減した計画となるよう、準備会と協議していきます。</p> <p>本事業は、市や地域の活性化に資する重要な事業であり、今後も法に基づく手続きを着実に進め、事業推進を図っていきます。</p> <p>北西部幹線道路は、道路網の不足する北部地域と西部地域を結ぶ本市まちづくりの骨格となる重要な道路です。</p> <p>また、圏央道八王子西スマートICの連結許可により、首都圏の広域連携、物流の効率化及び災害時の広域的な救助活動や物資輸送のための重要な路線となり得ると考えており、今後も整備推進を図っていきます。</p>	拠点整備部 都市計画部	基盤整備推進課 土地利用計画課
13	<p>13、中核市への移行により、市長の掲げる「ワンランク上のまちづくり」が市民に実感されるよう、移譲される権限に基づき地域の実情に応じたより質の高いサービスの提供のために万全を期すこと。移行後の事務に必要な人員体制をしっかりと構築できるよう、現在で市職員の過重な残業が行われている実態をふまえ、中核市移行と直接関係のない分野も含め人員配置を行うこと。</p>	<p>中核市移行により、移譲される権限に基づき地域の実情に応じた、より質の高いサービスを提供するとともに、既存事務とあわせた見直しなど創意工夫を凝らし、本市の特性を踏まえた効果・効率的な市民サービスの展開が図られるよう努めます。</p> <p>移行に当たっては、万全な体制を整備します。その上で、時間外勤務が多い職場については、実態を分析し、必要な体制整備を行います。</p>	都市戦略部 総合経営部	自治推進課 経営管理課

要望No.	要望	回答	部	課
14	<p>14、福島第一原発事故の原因究明は進まず、汚染水対策もままならないなど、事故が収束したとは到底言えず、地震国・日本において原発の安全は保証できません。八王子市議会は、原子力発電から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書を可決しました。再生可能エネルギー発電による電気買い取りを電力会社が拒否する事態が生まれており、政府に対し再生可能エネルギーの普及のため買い取り制度を維持発展させ、原発の再稼働中止を求めること。本市の太陽光発電機器設置補助など再生可能エネルギーの利用拡大へ施策を充実させること。東日本大震災被災地への目に見える支援を引き続きおこなうこと。市内被災者・避難者の実態把握に努め、援助を継続すること。</p>	<p>原発の再稼働を含めエネルギーの今後については、国において大いに議論されているところであり、一自治体としてはエネルギーの地産地消にできるだけ取り組んでいきます。市では地球温暖化対策として再生可能エネルギーの普及を進めており、平成26年3月に策定した「再生可能エネルギー導入方針」に基づき普及拡大を図っていきます。</p>	環境部	環境政策課
		<p>平成27年度も、被災地への職員派遣を継続していく予定です。</p>	総合経営部	経営管理課
		<p>震災から4年が経った今でも、市内には265人の被災者が避難しており、収束する方向性は見られません。市では、避難している皆さんの生活状況を把握し、今後の支援のあり方を検討するため、平成26年12月にアンケート調査を実施しました。調査結果も踏まえ、これからもニーズに見合った息の長い支援を継続していきます。</p>	市民部	市民生活課
15	<p>15、憲法では市長も憲法擁護義務が課されており、海外の戦闘地域で武力行使を認める閣議決定は憲法違反であるとの立場にたって政府に抗議し、憲法9条をいかに外交へ転換することを求めること。米軍機による騒音被害について、市民からの苦情や相談を真摯に受け止め、親身に対応すること。オスプレイの東京への飛来に抗議し、横田基地への配備に反対すること。また国から得た情報を速やかに議会と市民に公表する手立てを講じること。</p>	<p>平和を維持し、国民の生命、身体、財産を守るために、各国と協調し協力しあう中で、我が国が果たすべき役割については国において十分に議論するべきであると考えています。</p> <p>オスプレイの飛来や横田基地への配備については、東京都市長会が都に対し、十分な説明責任を果たすことなく横田基地への配備や飛来が行われることのないよう、国への働きかけを要望しています。今後も引き続き市長会を通じて要望することが重要であると考えています。</p>	総務部	総務課
		<p>市上空に飛来する軍用機については、事前に横田防衛事務所から飛行予定の情報提供があれば、市のホームページに掲載します。その他の騒音苦情の問い合わせは、横田防衛事務所に確認もしくは、直接ご案内しています。今後も米軍機の騒音苦情については、それぞれの事案に応じて適宜対応します。</p>	環境部	環境保全課

要望No.	要望	回答	部	課
—	1	1. 生活保護基準の切り下げ、住宅扶助基準の見直しを中止し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するよう基準の引き上げを国に求めること。	福祉部	生活福祉第一課 生活福祉第二課
—	2	2. 生活保護受給者の医療券方式に代わり、必要な時にすぐに医療機関に行けるよう「医療証」制度にするよう引き続き国に働きかけること。	福祉部	生活福祉第一課 生活福祉第二課
—	3	3. 広い市域を考慮して、福祉事務所の複数体制をとること。特に由木地区に福祉事務所を設置すること。	福祉部	福祉政策課 生活福祉第一課 生活福祉第二課
—	4	4. きめ細かいケースワークにより被保護者の支援と自立を図るため、正規職員のケースワーカーを増員して一人当たりの受け持ち保護世帯数を減らすこと。また、社会福祉士資格者の採用、職員の新規取得への支援を行うこと。	福祉部	生活福祉第一課 生活福祉第二課
—	5	5. 失業、倒産、廃業により収入が激減した市民を対象とした国民健康保険税の減免の基準について生活保護基準の1.15倍から1.2倍へと引き上げるなど制度の拡充を図ること。	医療保険部	保険年金課
—	6	6. 国民健康保険事業において、医療費自己負担分の申請減免制度について、利用しやすいよう改善するとともに、周知を図ること。	医療保険部	保険年金課
—	7	7. 東京都住宅供給公社や都市再生機構の賃貸住宅において、公営住宅に準じた家賃減免制度が設けられるように引き続き働きかけること。	まちなみ整備部	住宅政策課

要望No.	要望	回答	部	課
一 8	8. 現在1月末となっている特定健康診査及びがん検診の受診期間を延長して受診機会を拡大すること。	健康診査の実施期間の延長については、他市に比べ本市は対象者が多く、受診結果の集約をする期間確保の課題がありますが、試行的に平成25年度に続き、26年度も2月10日まで期間延長を実施しました。 なお、特定健康診査の期間延長の結果としては、24年度1月と25年度1・2月の受診者数を比較すると、25年度の方が少なくなりました。より多くの方に受診していただくために、早期受診の促進なども含め、効果的な方法を検討していきます。 がん検診についても、25、26年度の検診期間を2月10日まで延長したほか、検診対象者のうち無料クーポン対象者については、2月末まで延長し、効果を確認していきます。	医療保険部	成人健診課
一 9	9. 市境地域などで他市にある医療機関でも特定健康診査を受診できるようにすること。	各市で実施方法、手続き方法が違うため相互実施は容易ではありませんが、検討課題であると認識しています。	医療保険部	成人健診課
一 10	10. 特定保健指導について、指定された日時・場所においてのみだけでなく、健康診査を受診した医療機関でも受けられるようにするなど、改善すること。	特定保健指導には医師・保健師等の資格および初回面接に20分以上の時間と6か月間の継続的支援が必要であり、医療機関で実施する場合は、診療時間内に実施することが課題となります。また特定健康診査実施の医療機関は現在180以上あり、データ管理を含め、全医療機関で統一した対応は難しい現状です。	医療保険部	成人健診課
一 11	11. 前立腺がん検診を検診メニューに追加すること。	市は科学的根拠に基づいたがん検診を「がん予防推進計画」のもと進めています。 前立腺がん検診については、現在、科学的根拠が不明なため、国の指針に認められていませんが、国の指針に含まれた場合には、導入を検討していきます。	医療保険部	成人健診課
一 12	12. 歯科口控保健の推進に関する法律に基づき、口腔保健センターを整備すること。	口腔保健支援センターの設置に向け、体制を含め内容等を検討しています。	健康部	健康政策課
一 13	13. 健康遊具を各地の公園に設置し、健康づくりに貢献すること。	健康遊具については、複数の公園に設置しています。今後は地域や利用者の要望や利用実態を踏まえ、他の遊具も含め適正に配置していきます。	まちなみ整備部	公園課
二 (1) 14	(1)子育てに関すること 14. 義務教育就学児医療費助成制度において、所得制限を撤廃するとともに、通院1回200円の窓口負担をなくすこと。	義務教育就学児医療費助成については、平成21年10月から助成内容を拡大し、入院及び調剤薬局は無料、通院は1回の自己負担額を上限200円としました。また、24年10月には所得制限の緩和により、対象者の拡大を図りました。医療費助成制度については、国や都といった区域全体で向上を目指すべきであることから、今後とも市長会などを通じ、都に対して制度の拡大を要望していきます。	子ども家庭部	子育て支援課

要望No.	要望	回答	部	課
二 (1)	15. 増加する子育て相談や児童虐待相談に対応するために、子ども家庭支援センターの体制を拡充するとともに、中核市移行後、児童相談所の設置に向けた検討を進めること。	<p>職員の相談対応力を高めるために、平成25年度から八王子児童相談所に職員を研修派遣しており、引き続き27年度も継続していきます。</p> <p>また、中核市移行に伴い、関係部署・機関・団体向けの研修の充実を図り、連携強化を深め、児童虐待防止を推進するとともに、「要保護児童対策地域協議会」を核に、地域での見守り体制の強化、及び虐待の予防的な取り組みを実施します。</p> <p>児童相談所の設置については、八王子児童相談所への職員研修派遣を通じて、職務の専門性や人材の育成・確保するとともに、引き続き施設整備などの財政負担などの課題を考慮しながら、調査研究を行っていきます。</p>	子ども家庭部	子ども家庭支援センター
二 (1)	16. 子育て支援サークルを対象として、市民センターや生涯学習センターなど有料施設の使用料減免制度を設けるか、助成制度を設けること。とくに、障害児の子育てサークルへの特段の配慮を行うこと。	<p>広く一般の親子を対象とする支援活動であれば、子ども家庭支援センターの会場貸し出しや相談支援などを行っています。負担軽減につきましては、今後調査研究していきます。</p>	子ども家庭部	子ども家庭支援センター
二 (1)	17. 子どもの権利条約普及啓発活動を充実させ、八王子市子どもの権利条例を制定すること。	<p>本市で育つ全ての子どもたちが、心身ともに健やかに、しあわせに暮らせるまちを実現していくには、子ども・子育て支援の方向性を示し、理念を共有する条例の設置が必要であると認識しています。</p> <p>本市にとってどういうあり方が望ましいか、今後、ふさわしい形を検討していきます。</p>	子ども家庭部	子どものしあわせ課
二 (1)	18. 市内の中核病院にNICUを整備すること。	<p>NICUの設置に関しては、両中核病院に対し「医療連携推進懇談会」の中で協力を要請するなど、働きかけを行っていきます。</p>	医療保険部	地域医療政策課
二 (1)	19. 小児休日・全夜間救急医療は、中核病院による輪番制になっているが、どちらかでかかりつけになっている場合は、当番以外の日にも診療を受けられるようにすること。	<p>現在も厳しい小児医療の状況から、小児休日・全夜間救急医療体制については、両中核病院が交互に対応せざるを得ない状況です。引き続き、両中核病院と体制充実に向け協議していきたいと考えています。</p>	医療保険部	地域医療政策課
二 (1)	20. すぎな愛育園への入園希望が多く待機児が増加していることから、児童発達支援センターを整備すること。	<p>すぎな愛育園の待機児は、平成25年度に「分園きらきら」が開所したことから、減少している状況です。また、すぎな愛育園を児童発達支援センターとして運営するために補助事業を展開していますが、新たな児童発達支援センターの開設については、事業者に機会を捉えて働きかけをしていきます。</p>	福祉部	障害者福祉課

要望No.	要望	回答	部	課
二 (1)	21. 未婚のひとり親家庭に対する寡婦控除のみなし適用について対象施策を拡大すること。都営住宅使用料への適用など東京都施策についての対応も要求すること。	<p>非婚のひとり親家庭に対する寡婦控除のみなし適用の対象施策の拡大については、引き続き検討していきます。東京都の施策への対応については、税制改正を含めて要望していきます。</p>	子ども家庭部	子育て支援課
		<p>都営住宅における寡婦控除のみなし適用については、都に情報提供を行っています。</p>	まちなみ整備部	住宅政策課
二 (2)	22. 子どもたちに豊かな教育を保障するために、小学校1、2年生に続き、35入学級を3年生以上に拡大するよう、国及び都に求めること。	<p>全学年35人以下の学級編制については、国・都の給与負担で早期に実施されるよう教育長会などを通じて都に要望しています。 35入学級の継続実施については、国・都へ継続できるよう要望していきます。</p>	学校教育部	教育支援課
二 (2)	23. 校舎営繕要望は項目も多岐にわたって毎年出されていることから大幅な増額を行うこと。	<p>校舎営繕要望については、経年劣化の進む学校も多いことから、内容的に優先するべきものかを見極め、緊急工事で行うものか、部分的な修繕対応とするべきか判断し、予算の確保に努めていきます。</p>	学校教育部	施設管理課
二 (2)	24. 学校トイレの改修について現在2系統目を行っているが、そのスピードを速め、一日も早くすべてのトイレを改修すること。また性同一性障害など、LGBTといわれる性的少数者に対する心配りのため、「だれでもトイレ」を設置すること。	<p>トイレ改修については、引き続き2系統目の改修工事を進めていきます。また、だれでもトイレに関しては、高齢者・障害者等多数の人が利用しやすい施設として、整備を進めていきます。</p>	学校教育部	施設管理課
二 (2)	25. 図書室、図工室、家庭科室など特別教室へのエアコン設置を早急に進めること。都補助の拡大を求めること。	<p>平成25年度から実施している小学校の図書室への空調機設置については、27年度も引き続き実施します。26年度から開始された都の「公立学校施設冷房化支援特別事業補助金」についても図工室や家庭科室などへの拡大を働きかけていきます。</p>	学校教育部	施設管理課
二 (2)	26. 教室に設置されているテレビを地上デジタル放送対応に更新すること。	<p>校舎全体を地上デジタル化するには、全校の調査設計及び設置に多額の費用を要することから、現状での地上デジタル化整備は困難です。地上デジタル放送等の視聴については、放送時間が授業とずれていることが多く、録画しています。</p>	学校教育部	施設管理課
二 (2)	27. 学校校舎の高所窓ガラス清掃について専門業者による清掃の回数を増やすこと。	<p>児童・生徒の安全対策を第一に考え、修繕・工事等を優先的に行っているため、現状では、実施することは厳しい状況ですが、補助金を活用する等、様々な方策を検討していきます。</p>	学校教育部	施設管理課

要望No.		要望	回答	部	課
二	(2)	28. 上川小学校・恩方第二小学校の適正配置計画について、地元やPTAの存続の意見を尊重して見直すこと。	少子化の進行が見込まれる中、小規模化が進んでいる学校については、子どもたちにとってより望ましい教育環境の確保ができるよう、保護者や地域の皆様と、丁寧な話し合いを進め、学校規模の適正化に取り組んでいきます。	学校教育部	学校教育政策課
二	(2)	29. 学校選択制は、学校と地域との関わりを難しくするなどの弊害も生まれており、見直すこと。	学校選択制については、保護者、生徒などに対して行った意向調査等、調査結果を踏まえ、平成27年2月策定の「第2次八王子市教育振興基本計画」とあわせて、より適切な制度運用を図っていきます。	学校教育部	教育支援課
二	(2)	30. 小中一貫教育について、学校現場の声を大切にし、一律に押し付けることはしないこと。	本市は、市域が広く、学校間の距離や学校規模等が様々であるため、実践する学校間で、内容・方法等について十分に打合せを行い、児童・生徒や地域の実態を踏まえた取組を行っています。	学校教育部	指導課
二	(2)	31. 特別支援サポーターを増員し、配置希望に全面的に応えること。	通常の学級において、特別な支援を必要とする児童・生徒を支援するため学校サポーターを配置しています。学校の現状を踏まえ、毎年度配置予算を増額し、平成27年度には平成24年度の1.7倍の8,500万円となっています。今後も学校の状況等に応じて適切な配置ができるよう努めていきます。	学校教育部	教育支援課
二	(2)	32. 移動教室・修学旅行、卒業アルバム等保護者負担軽減のための補助制度を設けること。	移動教室において、姫木平自然の家及びタヤけ小やけふれあいの里に宿泊する場合は、市がその宿泊費用の一部を負担しています。また、移動教室にかかる経費については、市教育委員会が一括契約することで、経費そのものの抑制にも取り組んでいます。 なお、修学旅行や卒業アルバム等に対して、補助の予定はありません。	学校教育部	指導課
二	(2)	33. 学校行事で他の公共施設を利用する場合の使用料について学校及び保護者の負担軽減を図ること。多摩ニュータウン地域の学校が多摩市の施設を利用する場合には割増の負担となっていることをふまえた対応をすること。	施設使用料を補助する考えはありません。	学校教育部	指導課
二	(2)	34. 放課後子ども教室について、必要な人手が配置できるよう支援を拡充すること。学童保育所との一体化は行わないこと。	地域・学校・学童保育所と連携しながら、放課後子ども教室の運営の充実を図ります。 学童保育所と放課後子ども教室については、両事業を一本化するのではなく、連携強化や放課後子ども教室の活動プログラムに学童保育所を含めた、すべての児童が参加できるような仕組みを構築していく予定です。	生涯学習スポーツ部	生涯学習政策課

要望No.	要望	回答	部	課
二 (2)	35. 教員が子どもと向き合う時間を確保へ多忙化を解消するために、事務や研修などを精査するなど多忙化解消の手立てを講じること。また、前提となる勤務時間 実態の調査を行うこと。改正された労働安全衛生法の精神に則り、周知徹底を図り、2014年度から予算化された労働安全衛生推進者養成講習の成果も生かし、現場教職員の声が生きる実効ある労働安全衛生体制を実施すること。	平成26年度に引き続き、各学校に1名ずつ衛生推進者を選任・養成していきます。また、現在行っている「教職員の業務等に関する実態調査」の結果を踏まえ、教職員の安全衛生を推進していきます。	学校教育部	教職員課
二 (2)	36. 学校現場における管理職によるパワーハラスメント被害が報告されている。管理職に対するパワハラ防止研修や教育委員会からの指導を行い、教職員のパワハラ被害をなくすよう努めること。	平成25年度から、管理職対象のハラスメント防止研修を実施しています。今後も定期的に研修を実施していきます。	学校教育部	教職員課
二 (2)	37. 来年度は中学校で使用する教科書採択の年となる。教科書はそれを使って教える教員の意見を尊重して選んでこそ、授業もよいものになる。前回は見本が数の不足で届かない学校もあった。見本はどの学校にも行き届くよう増やし、教員の意見を尊重した教科書採択となるようにすること。	教科書見本の市の教育委員会への送付部数は規定されています。本市教育委員会では送付された見本を最大限に活用して、学校等に調査研究を行ってもらっています。 教科書の採択については、採択要綱にのっとり、適正かつ公正に教育委員会が行っています。	学校教育部	指導課
三	38. 第1号被保険者の介護保険料負担をおさえるために、国庫負担割合を30%にするよう国に働きかけること。少なくとも財政調整交付金を現行の国庫負担金25%の枠外とするよう引き続き国に働きかけること。	第1号被保険者の保険料対策については、平成27年度から公費による低所得者保険料軽減負担金が創設され、従来の負担金と別枠で実施される予定です。また、財政調整交付金については、全国市長会を通じ、国庫負担金割合を引上げ、財政調整交付金を別枠化するよう国に要望しています。	福祉部	介護保険課
三	39. 施設利用における食費や滞在費などについて、国に対し新たな負担増の中止、負担軽減を求めるとともに、市として低所得者への助成制度を設けること。	低所得者の施設利用における食費や居住費(滞在費)の補助については、平成27年8月の介護保険制度改革により適用条件が変わります。適用外となるのは、配偶者が住民税課税の方や、預貯金等が1000万円超(夫婦で2000万円超)の方です。 在宅で生活する方との公平性を確保し、これからの超高齢社会に向け、持続可能な介護保険制度を運営していくため、一定の資産を有する方に応分の負担をお願いしていくことはやむを得ないものと考えています。なお、低所得者で特に生計が困難な方に対しては、「生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度」が適用されます。	福祉部	介護保険課

要望No.	要望	回答	部	課
三 40	40. 療養病床の削減やリハビリ制限を見直し、市民が安心して療養やリハビリを受けられる環境を整えるよう国に働きかけること。	国の動向に注視しながら、市長会等を通じて働きかけができるよう、検討していきます。	医療保険部	地域医療政策課
三 41	41. シルバーパスについて5千円や1万円のパス発行と、多摩モノレールでも利用できるよう都に改善を求めること。	都に対して、発行する際の所得証明書類についての改善や、一斉更新及び半年間の減額制度を廃止し、購入日から1年間の通年対応に変更することを要望しています。	福祉部	高齢者いきいき課
三 42	42. 旧浅川町時代につくられ、廃止決定がされている市営住宅用地は、地域密着型介護施設など公共用地として活用すること。	当該用地は、道路の状況等を総合的に考慮し、介護施設への活用に至りませんでした。その他の市営住宅跡地については、地域密着型サービス事業所などへの活用を現在検討しているところです。	福祉部	高齢者いきいき課
三 43	43. シルバーふらっと館ヶ丘のサロン活動は、延べ3万人の来所者を迎え、顔を見せないお年寄りの見守り機能を果たしており、学生ボランティアも含め多くの地域住民が参加しています。事業の継続が行われるよう手当てすること。	本来サロン事業は、地域住民の自主的な運営によるものです。館ヶ丘の場合は、併設によって効果を挙げていることから、今後自主運営に移行した場合でも、シルバーふらっと相談室館ヶ丘の委託内容にサロン支援を含める形で実施していきます。	福祉部	高齢者いきいき課
三 44	44. 高齢者の生きがいづくりと健康保持のためにシルバー人材センターの登録者も増え、センターの努力で市の補助なしで運営するようになったが、登録した高齢者が十分な仕事ができるよう、市としても発注事業を増やすこと。	高齢者の就業及び高齢者福祉の促進を図るため、平成26年8月19日付福祉部長通知にて、「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号」において随意契約を可能としている同センターに、来年度の業務委託等の受注機会が確保されるよう、庁内各所管課に依頼しています。	福祉部	高齢者いきいき課
三 45	45. 障害者マッサージ券(年間助成額12000円)を利用できる施術院に地域的な偏りがあり、由木地区・多摩ニュータウン地域の市民からは指定施術院が遠くて使えないとの声が寄せられています。対応できる整骨院、施術院を拡充すること。	事業の実施については、「八王子はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業指定施術者協議会」に依頼しています。平成26年度に、施術所を拡充させるため、晴眼者の入会を認める要綱改正を行いました。現在、地域的な偏りを補うため、自宅への出張が可能な施術所を21カ所中6カ所を設けていますが、さらに、由木地区・多摩ニュータウン地域の指定施術院も拡充するよう、今後も働きかけをしていきます。	福祉部	障害者福祉課
三 46	46. 重度知的障害者、精神障害者のグループホームをはじめ、必要な施設整備を進めること。	身体・知的障害者、精神障害者グループホームの施設整備については、事業者への施設設備費補助事業等の支援により整備促進を図っています。 重度障害者の受入れが可能なグループホーム等の必要な施設の整備についても、担う事業者が現れるよう引き続き働きかけていきます。	福祉部	障害者福祉課

要望No.	要望	回答	部	課
三 47	47. 障害者福祉手当支給条例の一部を改正し、身体障害3級及び4級、知的障害4度を支給対象に加えること。	本市の心身障害者福祉手当は、「東京都心身障害者福祉手当支給条例」に基づき、月額15,500円を支給しています。比較的障害程度が軽い方への支援については、手当の支給ではなく、居住施設整備や障害者雇用などの自立支援や社会参加を推進していきます。	福祉部	障害者福祉課
三 48	48. 成人で行動障害を伴う高度自閉症などの障害者を受け入れる施設の整備を進めること。	市が直営でそのような施設を整備することは考えていませんが、日中活動の場やグループホームにおいて、そのようなニーズに応じて障害者を受け入れる施設を整備する事業者が現れた場合には、補助事業の活用等を含め支援する考えです。 平成27年度においては、整備を予定する事業者がありません。	福祉部	障害者福祉課
三 49	49. 身体障害者手帳や精神保健福祉手帳取得に必要な医師の診断書料について、障害者の負担軽減のため助成制度を設けること。	身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の取得に必要な医師の診断書料については、再交付や障害追加などを除き、その段階では対象者は手帳の認定前であることから、それらの方について助成制度を設けることは適当ではないと考えます。	福祉部	障害者福祉課
四 50	50. 雇用奨励交付金を増額し、青年の雇用を促進すること。	「若年者雇用奨励金」については、実績を踏まえ平成26年度と同額を27年度予算に計上しました。	産業振興部	産業政策課
四 51	51. 八王子労働相談情報センターの立川への統廃合に反対し、東京都に対し存続を強く求めること。	「東京都労働相談情報センター」については、立川へ統合されることで、スケールメリットを活かした機能の充実が図られると聞いています。市としては市内の事業者・労働者の利用に支障をきたさないよう求めています。	産業振興部	産業政策課
四 52	52. 買い物の困難な高齢者や障害者に対し、商店会などが行う商品配達サービス事業に対する支援の仕組みをつくること。	買い物の困難な高齢者、障害者への支援については、関係部署との連携を図りながら、対応していきます。	産業振興部 福祉部 福祉部	産業政策課 高齢者いきいき課 障害者福祉課
四 53	53. 団地商店街を支えるため東京都住宅供給公社など関係機関へ家賃の値下げを働きかけるとともに、これらの商店が地域コミュニティを支える役割を発揮していることも考慮して家賃助成制度を設けること。	家賃に関しては、貸主である東京都住宅供給公社に対し、御要望を伝えていきます。家賃補助については、他の居住者との公平性の観点から今後の検討課題としていきます。	産業振興部	産業政策課

要望No.	要望	回答	部	課
四	54. 八王子駅南口に新たにイオンの出店が予定されているとのことだが、南口周辺では、再開発以来、既存の商店が多数閉店に追い込まれている。周辺の実態調査を行うとともに、周辺の既存の同業者に影響が出ないよう対策を講じること。また、地域住民に対する説明会を開催させるなど情報提供を行うこと。	八王子駅南口の新しい賑わいが、周辺の賑わいにつながるよう、「八王子駅南口周辺地区まちづくり方針」をふまえて、回遊性のあるまちづくりに取り組んでいきます。	拠点整備部	中心市街地対策課
		実態調査については関係部署間で調整し、住民説明会については、事業者が「大規模小売店舗立地法」に基づく届け出書を都へ提出した後に、事業者が実施する予定です。	産業振興部	産業政策課
四	55. 獣害対策として小規模電気柵などの支援をさらに継続し充実すること。	簡易電気柵等の購入費を補助する「農作物獣害防止対策費補助金」について、一人でも多くの農家の方が利用できるよう、平成27年度は26年度より5万円を増額し、80万円の予算を計上しました。	産業振興部	農林課
四	56. 山林再生事業の利用実績が上がるよう、条件の改善を都に申し入れること。	東京都と森林所有者が間伐に関する協定を締結し実施している森林再生事業では、平成14年度から取り組み、26年度までの13年間で延べ490haの間伐を実施しました。 本事業は、協定期間が25年間と長期であること、また、森林所有者が所有する森林の境界が不明確なことから、事業の進展がはかどっていないのが実情です。 本事業の委託条件の緩和については、関係市町村とともに条件の見直しを都に働きかけています。	産業振興部	農林課
五	57. 川町スポーツパーク計画は、事実上の残土事業であり、貴重な自然環境を損なうばかりか、土砂崩れなど新たな災害を誘発しかねない。事業計画者の資格にも疑念がもたれており、厳しく対応すること。	川町スポーツパーク計画は、都市計画法のほか他法令の開発行為許可が必要です。「宅地開発指導要綱」の事前協議及び都市計画法の開発許可・審査により厳正に対応します。	まちなみ整備部	開発指導課 開発審査課
		スポーツパーク計画地の自然環境については、平成25・26年度で、市街化調整区域の自然環境評価を進めており、その結果に基づいて意見を述べていきます。	環境部	環境保全課
五	58. 市営中野団地の建て替えが切望されており、早期に実施すること。	市営住宅中野団地の建て替えについては、第1期工事が平成25年度に完了し、26年度に第2期工事に着手しています。第2期工事は27年度に完了し、第3期工事を27年度・28年度に実施します。	まちなみ整備部	住宅政策課
五	59. 八王子バイオマス・エコセンターの悪臭発生問題について、二度と同じようなことが起こらないよう、中核市移行及び条例改正を受けて厳しく対応すること。	平成26年度に「八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」の一部を改正し、中核市移行時に「八王子市廃棄物処理施設専門委員会」を組織します。 廃棄物処理施設の設置許可申請がされた場合や、稼働中の施設で生活環境の保全上問題が生じた場合、専門委員会に意見を聞き、対応していきます。	資源循環部	廃棄物対策課

要望No.	要望	回答	部	課
五	60. 電磁波過敏症に対する理解を広げ、携帯電話基地局・アンテナ施設の設置については、事前の住民説明会や対応策を設置者に義務づける仕組みづくりを改めて検討すること。	<p>携帯電話基地局から発する電磁波によって健康面で不安を感じたり、頭痛などの症状を訴える方がいることは認識しています。</p> <p>携帯基地局の設置について、携帯電話事業者各社は基地局の高さに応じて近隣住民に説明を行い、周知することとなっています。また、景観や健康面で不安を感じる住民もいることから、事業者各社に対し、基地局設置にあたっては、周知や説明等に関し誠意をもって対応するよう、要望書を送付しています。</p>	環境部	環境保全課
六	61. オリンパスホールは、使用料が高額で旧市民会館のように市民が気軽に使えない。いちょうホールは、予約が殺到し使えないことがある。市民が使いやすいホールにするために、オリンパスホールの使用料を下げるなど、対策をすること。	<p>オリンパスホール八王子の使用料については、旧市民会館と同程度の金額設定であり、新たに「入場料等が無料の場合」の枠を設け、より市民利用に配慮した使用料となっています。</p> <p>また、いちょうホールの予約方法については、他の文化施設等と同じであり、毎月初日に、市内在住・在学・在勤の方を対象に抽選を行い、市外の方は翌日抽選となっているため、市民利用者が公平に施設利用できるよう配慮されています。</p>	市民活動推進部	学園都市文化課
六	62. いちょうホールなど公共施設のトイレについて、高齢者から「和式トイレが使えない、無理して使うと汚れてしまう」という声が寄せられている。和式トイレを積極的に洋式トイレに変更すること。	<p>各施設のトイレの改修は、今後、建築年の早い施設から行う大規模改修において、利用者の皆様の要望に応えられるよう努めていきます。</p>	市民活動推進部	学園都市文化課
六	63. 図書館の増設を検討し、市民センター図書室の図書館分館化を積極的に推進すること。	<p>市内には現在17か所の地区図書室があります。平成27年度は、由井市民センターみなみ野分館地区図書室を図書館の分室として整備します。</p> <p>今後も「第3次読書のまち八王子推進計画」に基づき、図書館から離れた地域の方の利便性の向上を図り、身近な読書環境を整備するため、地区図書室の充実に努めていきます。</p>	図書館部	中央図書館
六	64. 多摩市立温水プール「アクアブルー」の利用料金について、八王子市民の場合割高の設定となっている。都市政策研究所が提起した市境地域における隣接自治体との連携による住民サービス向上の観点から、八王子市民利用料も多摩市民同等となるようにすること。	<p>地方分権が進む中で、市民サービスのさらなる充実に向けて近隣自治体と連携し、相互サービスの推進に努めていきます。</p>	産業振興部 都市戦略部	スポーツ振興課 都市戦略課
六	65. 大塚公園野球場で3塁側ベンチがテントのままとなっていることから、1塁側と同等の整備を行うこと。	<p>既存建築物の復旧を検討するだけでなく、様々な用途として利用できるテントも含めて、より安全で快適な整備を検討しています。早急に結論を出し、対応していきます。</p>	生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課
六	66. 世界平和市長会議に加盟し、核のない世界実現へ連帯した行動をとること。	<p>本市は既に「世界連邦平和都市宣言」(昭和53年)及び「非核平和都市宣言」(57年)を行うことで市の方針を表明し、平和施策を推進していることから、平和首長会議への参加の必要がないと判断しています。</p>	総務部	総務課

要望No.	要望	回答	部	課
六	67. 八王子空襲が行われた8月2日を「八王子平和の日」とすることなどを盛り込んだ非核平和都市条例(仮称)を制定すること。	本市は既に「世界連邦平和都市宣言」(昭和53年)及び「非核平和都市宣言」(57年)を行うことで市の方針を表明し、平和施策を推進していることから、8月2日を「八王子平和の日」とすることなどを盛り込んだ非核平和都市条例(仮称)を制定する考えはありません。	総務部	総務課
六	68. 浅川地下壕の保存活用について、専門家を含め調査、検討をすすめること。	浅川地下壕は、国が平成15年度に近代遺跡として詳細調査を実施しており、市としては、その調査結果を踏まえて対応を考えていきます。	生涯学習スポーツ部	文化財課
		浅川地下壕をはじめとする戦跡は、映像やパネルなどに記録し、戦争の悲惨さや平和の尊さを広く若い世代に伝えていくための平和事業の資料として活用していくことが大切であると考えています。	総務部	総務課
七	69. 自転車利用の増加の中で、歩行者や自動車とのトラブルも増えている。対応策として安心して走行できる自転車道の整備を計画的に進めること。自転車利用者の安全運転の啓蒙を図ること。駐輪場を増設すること。	近年、自転車の利用が増加する一方、自転車に関与する事故も増加していることから、走行空間の確保は重要な課題であると認識しています。自転車の走行空間の整備に向け、整備区間や手法について検討を進めます。	都市計画部	交通企画課
		小学生を対象とした自転車安全運転免許証発行事業(3年生)、自転車交通安全教室(5年生)、中学生を対象としたスタントマンによる交通事故疑似体験、各種交通安全イベント等により自転車利用者への安全運転の啓蒙を図っていきます。 駐輪場については、八王子駅南口に100台駐車規模の自転車駐輪場整備のための用地を取得します。	道路交通部	交通事業課
七	70. 高尾駅南北自由道路については、詳細設計の段階で利用者及び関係市民の声を反映させること。工事着工と同時に通行証の発行が行えるように準備をすすめること。	高尾駅南北自由通路及び橋上駅舎に関しては実施設計期間中に、高尾駅北口駅前広場も含めて説明会等市民の皆様のお声をお聴きする機会を設ける予定です。 また、現在市では、高尾駅構内の通り抜けに対し補助を行っています。工事着工時には鉄道事業者として何らかの対応を行ってもらえるよう、引き続き働きかけていきます。	拠点整備部	都市整備推進課
七	71. 裏高尾町の都道から林道日影沢線の林野庁高尾森林センターまで車利用者から舗装するよう声が寄せられている。関係機関に働きかけ、実現すること。	平成25年から市では、路側に整備の必要な箇所がある日影林道の全線補修工事を東京都へ要望しています。 都においても、日影林道の補修工事に向け計画を検討しており、引き続き都に舗装の実現を働きかけていきます。	産業振興部	農林課
七	72. 東浅川町の旧沖電気跡地(大和ハウス)と旧都畜産試験場跡地(スーパーバリュー)の大規模小売店舗について、地域住民や商業者の要望を市長の意見書にしっかり反映させること。	今後行われる、事業者主催の大規模小売店舗立地法における地域住民説明会などで寄せられた要望等を、庁内の協議会において議論し、適切に処理します。	産業振興部	産業政策課

要望No.	要望	回答	部	課
七 73	73. 大雨の際、浅川市民センター北側の南浅川の水位が道路面に接するところまで上昇し、廿里町への浸水の危険性が増している。現地を調査し、その対策をとること。	浅川市民センター北側の南浅川落差工の上段に土砂が堆積し、河床が上昇していることが水位上昇の原因と思われます。 近隣の町会からも、河床に堆積した土砂を撤去してほしいとの相談が寄せられており、近隣町会と連携して管理者である都に当該箇所に対応を要請していきます。	水循環部	水環境整備課
七 74	74. 高尾駅南側の市道幹2級24号線の北側部分について、町田街道付近から浅川小学校付近までの段差を解消し整備すること。	市道幹線2級24号線の段差解消については、計画的に進めていきます。	道路交通部	路政課
七 75	75. 高尾町の上宿、中宿町会内の中央線に沿った歩道のかなりの部分で舗装がはがれているので改善すること。	歩道の舗装のはがれについては、部分補修で対応します。	道路交通部	補修センター
七 76	76. 東浅川町の大和ハウスによる高層マンション計画によりJR、原ガードの市道浅川38号線の交通問題が地元住民の住環境に重大な影響を与えることが課題となっている。今後、町会とも協力してマンションの建築主に対し、市が適切な指導をすること。	当該地区の事業計画に対し、市は、通り抜けなどにより原ガード下の交通量が増加することのないよう、事業者に対し土地利用に関する申し入れを行っています。 また、事業者側からは、交通対策について関係機関と事前相談を行っており、適宜事業の進捗に応じて、対策について周辺住民の方々に説明を行う予定と聞いています。今後の事業進捗に伴い、地元町会とも協力して事業者に対し関係法令を基に適切に指導することで、地元住民の交通環境及び生活環境の保全に努めていきます。	都市計画部	土地利用計画課
七 77	77. 町田街道東浅川交差点(八王子消防署浅川出張所角)の信号を歩車分離にすること。	信号機の管理については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課
七 78	78. 多摩御陵の参道の陵南公園前から長房団地に入る信号が、右折車が多いのに直進が長く実態に合っていないので改善するよう働きかけること。	信号機の管理については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課
七 79	79. 高専とプラネッタシティめじろ台の通りに横断歩道を設置すること。	横断歩道の設置については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課
七 80	80. 高専の敷地からはみ出す雑草の草刈りを管理者に要請すること。	市道上に樹木等がはみ出して通行に支障のある場合は、所有者に対し剪定を依頼します。	道路交通部	管理課

要望No.	要望	回答	部	課
七 81	81. 甲州街道から多摩御陵西の信号を原旧甲州街道に入った分岐、東浅川町219番地付近に防犯用の街灯を設置すること。	住宅街の防犯用の街灯は、地域防犯の視点から、地域づくりの一環として町会・自治会が設置しています。当該地付近の街灯設置については、地元町会と相談し、調整していきます。	市民活動推進部	協働推進課
七 82	82. 長房町896-5付近の信号のある交差点は横断に見通しが悪いので、カーブミラーを設置すること。	当該交差点の主道路は、歩道がある広い道路であることから、カーブミラーの設置は不要と判断します。	道路交通部	補修センター
七 83	83. 長房団地—西八王子駅のバス路線について、平日運行時間を現行の16時を20時まで延長するようバス事業者働きかけること。	路線バスの運行に関する経路やダイヤについては、利用者や周辺状況等を踏まえて、バス事業者が定めています。 ご要望の長房団地内を通るバス路線についても、利便性の向上などを目的に城山手を経由して高尾駅へ延伸するなど、路線の見直しを行っています。 長房団地バス停を通る平日午後の便は、利用状況から現在午後5時8分が最終となっていますが、隣接する長房団地ふれあい館などのバス停では、平日深夜0時過ぎまで西八王子駅行きのバスが運行していますので、そちらの路線をご利用願います。	都市計画部	交通企画課
七 84	84. 並木町方向から市役所に行くときに乗換えが便利になるよう、西八王子駅北口から市役所方面のバスを「西八王子駅入口」バス停にも停めるようバス事業者働きかけること。	路線バスの運行に関する経路やダイヤについては、利用者や周辺状況等を踏まえて、バス事業者が定めています。 ご要望の件については、バス事業者へ伝えますが、対象となる利用者の数や市役所方面へ向かう路線バスの利便性等を考慮すると、実現は難しいと思われます。	都市計画部	交通企画課
七 85	85. 横川住宅北バス停に日よけの屋根を設置すること。	バス停における屋根(上屋)やベンチについては、原則的にバス事業者が設置するものとしています。バス事業者では、利用者の多少、設置スペース、周辺住民の要望、設置による影響等を考慮して必要に応じて設置しています。市としては地域の皆様の安全や利便について十分配慮し、上屋やベンチについて適正に配置するよう要望していきます。	都市計画部	交通企画課
七 86	86. 西八王子駅西の信号に右折信号を設置し、バスが駅にスムーズに入れるよう交通管理者に要請すること。	信号機の管理については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課
七 87	87. 長房バス通りの公衆電話について、団地入口はそのままに、長房ふれあい館前にも設置すること。	NTT東日本に確認したところ、公衆電話の設置には以下の要素を総合的に検討して判断することとした。 ①月一万円以上の利用がある。 ②目視できるような距離に、他の公衆電話がない。 ③屋外である。 これらの条件から、NTT東日本としては、当該場所への公衆電話の設置は難しいであろうとの見解が示されましたが、正式な要望は地元自治会等の意見として、直接、NTT東日本に要望していただくことが適切であると考えています。	総務部	総務課

要望No.	要望	回答	部	課
七 88	88. 20号線につながる並木町2番地と3番地境の道路は交互通行だが、狭い上に見通しが悪く、事故が多発しているため、近隣町会、住民と協議を行い安全対策を講じること。	現地調査を行い、課題を整理していきます。	道路交通部	路政課 交通事業課
七 89	89. 元八王子2丁目の城山川出羽橋北側遊歩道の両サイドに街路灯を設置すること。また、同所2丁目から1丁目にかけての遊歩道の除草をこまめに行うこと(現在年2回の除草を年3回、5月、7月、10月などに行う)。	現地は河川の管理用通路であることから、管理者である都の南多摩西部建設事務所と協議しています。	水循環部	水環境整備課
七 90	90. 元八王子2丁目・ホームスタウン内周道路は路線バスも通るが、全体的に道路面がひび割れ、凹凸もあるため振動が激しく住宅の照明が切れるなどの被害が出ている。早急に舗装修復すること。	部分補修で対応します。	道路交通部	補修センター 路政課
七 91	91. 北浅川陵北大橋付近の遊歩道除草を行うこと(橋北側直下東京都の管理と思われるが、都に要請すること)。	平成26年度に町会から要望があり、管理者である都の南多摩西部建設事務所に対応を要請し、今年度は都が除草を行いました。現地は河川の管理用通路はなく、河川、公園、水路が隣接して通路として利用されている場所であることから、利用状況を確認しながら、利用の可否を含めて今後の対応を都と協議し、状況を見ながら対応します。	水循環部 道路交通部	水環境整備課 補修センター
七 92	92. 陵北大橋公園の除草を行うこと。	当該公園の指定管理者に適切な維持管理を指導します。	まちなみ整備部	公園課

要望No.	要望	回答	部	課
七	93. 諏訪町公社松枝住宅並びに諏訪団地北側北浅川遊歩道に車いすでも上がれるようスロープの緩い道をつくること。	<p>諏訪町公社松枝住宅は、東京都住宅供給公社が賃貸する住宅であり、住宅にスロープを設置するか否かについては、同公社が判断します。</p> <p>諏訪団地北側遊歩道については現地調査を行い、課題を整理し対応していきます。</p>	まちなみ整備部	住宅政策課
七	94. 川口川大正橋南側つつじ児童遊園入口付近(隣地河川敷)のつる草(くず)を取り除き公園入口を明るくすること。	通常の維持管理業務の中で対応します。	まちなみ整備部	公園課
七	95. 大柳児童遊園など管理の行き届いていない児童遊園など広場がある。全市的に調査し適正な管理をすること。	児童遊園やまちの広場については、職員による日常的な点検補修を実施しているほか、維持管理に地元町会の協力を得て、適正な維持管理に努めています。	まちなみ整備部	公園課
七	96. 北浅川遊歩道(西寺方町東京都福祉園西側)凹凸ができ高齢者などが躓きやすくなっている。直ちに補修をすること。	現地を確認のうえ、対応します。	道路交通部	補修センター
七	97. 横川町954-26前の丁字路にカーブミラーを設置するとともに、傾斜の強い坂道に20km以下の速度制限を設け、道路標識の設置または道路標示をすること。	<p>要望地番にある2か所の丁字路のうち、カーブミラーが無い丁字路は、幅員があり隅切りもある道路の交差点です。一時停止すれば安全確認が出来るため、カーブミラーの設置は不要と判断します。</p> <p>交通規制については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。</p>	道路交通部 道路交通部	補修センター 交通事業課
七	98. 横川町ジョイステージ前に出てくる路地のためにカーブミラーを設置すること。	現地は私道からの出口のため、カーブミラー設置はできません。	道路交通部	補修センター
七	99. 山入川美紙橋北側西寺方町1200番地先交差点、美紙橋方向からの右折車が優先となっており直進車との衝突の危険性があるので、一時停止の規制を設け停止線及び道路表示すること。	交通規制については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課
七	100. 下恩方町448-12先モリアオガエルの道には下水引込み管工事の際にできたと思われる路面のひび割れが生じており、振動騒音がひどいので、直ちに補修すること	現地の状況は確認しており、支障となる箇所を補修します。	水循環部	下水道課

要望No.	要望	回答	部	課
七	101. 犬目町犬目郵便局前角、笹の原住宅方向から出てくる車のためのカーブミラーが左側路側の樹木枝のため見通せない状況になっているため、樹木所有者の協力を得て改善すること。	市道上に樹木等がはみ出して通行に支障のある場合は、所有者に対し剪定を依頼します。	道路交通部	管理課
七	102. 檜原中学校北側道路から工学院道路へ出る交差点、信号機があるにも関わらず一時停止の標識有。追突の危険性及び渋滞の原因となっているので改善すること。	交通規制については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。 なお、この信号は歩行者横断用の信号であり、車両は交差点へ進入する際には一時停止を行い、安全確認することが必要となっています。	道路交通部	交通事業課
七	103. 川口町1517番地先秋川街道桜株付近南側下に降りる道路面の補修を行い、雨水対策を講じるとともに、外灯を設置すること。	舗装面については補修済みです。 外灯については、現地調査を行い、課題を整理していきます。	道路交通部	補修センター 路政課
七	104. 諏訪町地域の雨水対策を図ること ① 諏訪町200-25先、詰まっている雨水吸い込み槽の機能回復を早急に行うこと。	雨水吸込槽に泥が堆積した状況を確認しましたので、速やかに機能回復を図ります。	水循環部	水環境整備課
七	② 公共下水道への接続を促進し完了させ、下水道組合が敷設した下水管を雨水管として利用できるようにし、この地域の雨水被害を改善すること。	公共下水道の未接続家屋については、継続的に職員が戸別訪問し、指導勧奨を行い公共下水道への接続促進を行っています。また、共同排水施設の引き取り基準により、共同排水管を雨水排水管として利用できるように引き取りを行っています。	水循環部	水環境整備課 水再生課
七	105. 諏訪町200-40先の丁字路にカーブミラーを設置すること。	現地の状況により判断し、対応します。	道路交通部	補修センター
七	106. 諏訪町公園南西角(消防団施設裏)において、土地所有者と協議・交渉し、隅切りをとること。	都市計画決定している公園のため、隅切りをとることはできません。	まちなみ整備部	公園課
七	107. 左入町572-8東川の赤道の機能を早期に回復し舗装すること	赤道の機能回復については、引き続き物件の撤去を指導していきます。	道路交通部	管理課

要望No.	要望	回答	部	課
七	108. 左入町571番地南、住宅開発地の北西角隅切り、西側道路の拡幅及び舗装をすること。	北西隅切りの用地については今後取得を行い、所有権移転後2.7m幅(赤道幅)で舗装を行う予定です。 今後の整備については、地元町会からの拡幅要望書が提出された場合、生活道路の拡幅整備について検討を行います。	道路交通部	計画課
七	109. 小田野中央公園の対岸の公有地について、公園化に向け、恩方地域住民協議会や近隣町会と話し合いを進め、東京都と交渉すること。	当該地は、不法投棄等による土壌汚染が指摘され、土壌調査及び土壌改良が必要と見込まれているため、対応について都と交渉しています。	まちなみ整備部	公園課
七	110. 上巻分方公有地について、近隣町会と話し合い活用計画をつくること。大柳町会会館敷地賃貸料について値下げを都に申し入れること。水路の蛍など水生生物の保全を図ること。	上巻分方の公有地については、地域の活性化につながる活用に向けて、都の動向を注視し情報収集に努めていきます。	都市戦略部	都市戦略課
		大柳町会会館敷地については、都の算定式により一般の1/2の賃貸料で借り受けています。地域コミュニティの拠点である町会会館として利用することから、引き続き高額にならないように都へ申し入れしていきます。	市民活動推進部	協働推進課
		当該水路は、農業用水路として位置付けられています。土地利用計画策定の際には、水生生物の保全についても検討を行います。	水循環部	水環境整備課
七	111. 恩方地区などで住宅地域へのイノシシの出没がおおくなっている。調査しイノシシの通る道筋などの下草刈りなど対策を講ずること。庭などへの電気柵購入補助を始めること。	イノシシ等の野生獣による農作物被害については、「獣害対策基本計画(平成23年改定)」に基づき、農作物に対し被害の著しい野生獣を対象として、農地への侵入防止柵の設置、及び捕獲、耕作者への防除指導等の対策により農作物被害の軽減に努めています。 特にイノシシによる農作物被害や出没情報は増加傾向にありますが、群れで行動するサルとは違い、個々で生息していることから生息数調査は難しいのが現状です。イノシシは藪などを好む習性があります。農地の周辺などの下草刈りは対策を進めるうえでも重要と考えており、イノシシ対策として農家への周知を図っています。 今後も東京都やJA等の関係機関と連携をしながら被害の軽減に努めていきます。 なお、住宅地域の電気柵購入補助については、「電気設備に関する技術基準を定める省令第74条」により、田畑、牧場、その他これに類する場所以外への電気柵の設置が禁じられており、補助はできません。	産業振興部	農林課
七	112. 通学路となっている川町大沢川桑の葉通にできるところからガードレールを設置し子供たちの通学の安全を図るよう改善すること	現地調査を行い、課題を整理していきます。	道路交通部	路政課

要望No.	要望	回答	部	課
七	113. 館ヶ丘団地内のバスルートについて、高齢者、病人、障害者など交通弱者のために、昼間1時間に1便程度団地内乗り入れを実施すること。	路線バスの運行に関する経路やダイヤについては、利用者や周辺の状態等を踏まえて、バス事業者が定めています。 路線設定に際しては、安全な運行が確保できる道路の幅員が必要となるなどの制約があり、ご要望の路線での運行が可能かどうか別途検討が必要です。ご要望の案件については、バス事業者へ伝えていきます。	都市計画部	交通企画課
七	114. 館ヶ丘団地に入る上り坂は、途中から補修され安全に通行できるようになった。「南道路の建設が予定されることから、廃止になる道路は補修しない」とのことだが、国からは、館町のみなみ道路が完成するのは数年先だと説明されている。残りの部分は道路がかなり傷んでおり危険なので、舗装しなおすこと。	部分補修で対応します。	道路交通部	補修センター 路政課
七	115. 子安1丁目交差点から子安五差路までの歩道の真ん中に電柱が多くあり、ベビーカーをおして歩くのに不便であるため、電柱の位置を変更するか、地中化して歩道を安心して通行できるようにすること。	現地調査を行い、課題を整理していきます。	道路交通部	路政課
七	116. 横浜線と山田川が交差する場所に草木が生い茂っていて山田川が増水した際に危険なので、草木の駆除など清掃すること。	河道に土砂等が堆積した状況を確認しましたので、山田川の管理者である都の南多摩西部建設事務所に対応を要請しています。	水循環部	水環境整備課
七	117. 八王子税務署とよろず保育園付近の道路(野猿街道)を補修すること。歩道の幅員が狭いため、側溝にふたをしていないところはふたをすること。	道路の補修については、現地調査を行い、課題を整理していきます。	道路交通部	路政課
		U字溝は雨水処理のためのものであるため、蓋は設置しません。	道路交通部	補修センター
七	118. 八王子駅南口から駅コンコースに上るエスカレーターは西側からの強い風で雨や雪が振り込む状態となっており、風除ボードを設置するなど対策を講じること。	JRと協議したところ、JR貨物が北西側にビルを建設する予定があり、自由通路とビルをつなぐ計画によりエスカレーターに雨がからなくなる可能性があるため、様子を見たいとの回答でした。このため、ビル完成後の状況を確認し、協議を進めていきます。	道路交通部	管理課

要望No.	要望	回答	部	課
七	119. 打越町旭ヶ丘団地から降りてくる道路丁字路(打越町1532-27付近)にカーブミラーを設置すること。	該当地番は十字路であり、要望箇所を特定できません。	道路交通部	補修センター
七	120. 片倉町中土入公園周辺の草木の剪定がされていないことが多く、道路を狭くしているため、計画的に剪定すること。	当該公園の指定管理者に、適切な維持管理を指導します。	まちなみ整備部	公園課
七	121. 湯殿川沿いの遊歩道(釜貫橋から藤谷戸橋までの間)の出入り口付近の段差の解消をすること。	現地を確認し対応します。	道路交通部	補修センター
七	122. 湯殿川沿いの遊歩道(東橋から北野街道まで)に街灯を設置すること。	現地は河川の管理用通路であることから、管理者である都の南多摩西部建設事務所と協議しています。	水循環部	水環境整備課
七	123. 七国二丁目付近ノア動物病院と榮太樓總本舗の交差点に信号機を設置し、通学する子どもたちの安全を確保すること。	信号機の設置については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課
七	124. 狭間駅前に新体育館(エスフォルタアリーナ)が開設され、歩行者も自動車も交通量の増加が予想されることから、通行の安全確保のために、交通量・歩行量調査を行い、現在設置されていない信号機の設置も含めて検討すること。	信号機の設置については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課
七	125. 北野街道・要石交差点(櫛田町)に歩行者用の信号機を設置すること。	信号機の管理については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課
七	126. 国道16号線片倉高校入口交差点において、右折車と直進車の衝突事故防止のために右折専用信号を設置すること。	信号機の管理については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課

要望No.	要望	回答	部	課
七	127. 中町公園の喫煙場所をなくし、ベンチを設置すること。	当該公園のベンチの設置については、地元商店会とも調整したうえで、検討します。	まちなみ整備部	公園課
		市は、喫煙者と非喫煙者とが協力して安全な歩行空間を確保することで、相互が共存できる快適な地域環境の形成を図ることを目的に路上喫煙対策を講じています。そのため、路上喫煙禁止地区に指定した駅周辺には必ず「喫煙スポット」を設置しています。八王子駅の路上喫煙禁止地区は広域であり、中町はその区域内の中間地点に位置することから「喫煙スポット」を設置したもので、位置的な見解から移動する予定はありません。	まちなみ整備部 環境部	公園課 環境政策課
七	128. 横山町第2町会会館東側の元横一丁目公園の北側に設置されている土手に上がる階段に、手すりまたはスロープを設置すること。遊歩道や中心市街地歩道にベンチを設置すること。	手すりを設置済みです。	まちなみ整備部	公園課
		中心市街地の賑わいへの効果や通行の安全への影響を鑑みながら、今後、ベンチ設置について研究していきます。	拠点整備部	中心市街地対策課
七	129. 東町1番地と4番地にはさまれた道路は、度々の補修により凸凹が激しくなっているので、全面的に補修すること。	今後の補修について、調整します。	道路交通部	建設課
七	130. 明神町五差路(八王子保健所前)交差点をスクランブル交差点として歩車分離を図ること。	交差点のスクランブル化、歩車分離については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課
七	131. 北八王子駅の北東側、小宮原踏切は、第八小学校の通学路に指定されているが、自動車の通行量が多いうえに、線路沿いの一方通行道路から出てくる車が踏切横断後にすぐ左折するため、大変危険なので安全対策を講じること。	現地調査を行い、課題を整理していきます。	道路交通部	路政課

要望No.	要望	回答	部	課
七	132. 宇津木台小学校北側の道路には162号線から入ってくる車が多く、歩道が片側しかなく危険なため、162号線からの右折禁止、小学校方面から162号線への左折禁止など安全対策を講じること。	交通規制については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課
七	133. 丸山町から国道16号あるいは久保山町方面への交差点について、「連動式信号機」設置によって交通渋滞緩和を図ること。	信号機の管理については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課
七	134. 中野上町5-10-18先の道路について、降雨時の水はけが悪いので改善すること。通行車両に減速を呼びかける道路標示・警告看板を設置すること。	水はけについては、現地調査を行い、課題を整理していきます。また、注意喚起看板については、地元町会の要望により配布をしていますので、申請をお願いします。	道路交通部	路政課 交通事業課
七	135. 北野町の「北野上野原公園」西側の道路は、通学路になっているが暗いため、不審者につけられることがある。街路灯を増設するなど安全対策を講じること。	住宅街の防犯用の街灯は、地域防犯の視点から、地域づくりの一環として町会・自治会が設置しています。当該地付近の街灯設置については、地元町会と相談、調整をしていきます。	市民活動推進部	協働推進課
七	136. 長沼町の「長沼橋」入口付近の道路は凹凸等により、車の振動も激しいことから補修すること。	現地を確認し、対応します。	道路交通部	補修センター
七	137. 長沼町・NEC団地内で、南陽台から北野街道に降りてくる道路は、住宅地にもかかわらず制限速度を越えて走る車が多いため、制限速度や「スピード落とせ」の標識などを増やすなど安全対策を講じること。	注意喚起の立看板については、地元町会の要望により配布していますので、申請をお願いします。	道路交通部	交通事業課
七	138. 中野山王2丁目の「子安神社」東側の道路はカーブも勾配もあり、神社の南側に沿う側道から出入りする際、目視では安全確認がしにくい。現在、神社の向かい側にカーブミラーがあるが、小さいため、大きいミラーに代えること。また、神社側にもカーブミラーを設置すること。	現地を確認し、判断します。	道路交通部	補修センター

要望No.	要望	回答	部	課
七	139. 小宮町の多摩大橋南交差点の北側で、本田書店の北を通る側道から、都道59号線に入る車が、一時停止をせず歩道に出て何度か事故を起こしている。注意喚起の標識を増やすとともに、歩道の見通しをよくするため草刈りなど実施すること。また、本田書店向かいの一方通行路の入口が狭く、都道59号線から入りにくい。ガードレールの一部を撤去するなどして間口を広げること。	注意喚起の立看板については、地元町会の要望により配布をしていますので、申請をお願いします。 危険個所については現地を確認し判断します。	道路交通部	交通事業課 補修センター
七	140. 久保山中央通には信号機も横断歩道もないためバス停や広場への道路横断には危険である。市民要望も多いので、小宮町の八石下広場(水再生センター)付近に横断歩道を設置すること。	平成27年度年中に警視庁により、横断歩道が設置される予定です。	道路交通部	交通事業課
七	141. あったかホール前の京王バス停に、自動車学校の協力も得るなど敷地の確保に努力して、ベンチと屋根を設置すること。	バス停における屋根(上屋)やベンチについては、原則的にバス事業者が設置するものとしています。バス事業者では、利用者の多少、設置スペース、周辺住民の要望、設置による影響等を考慮して必要に応じて設置しています。市としては地域の皆様の安全や利便について十分配慮し、上屋やベンチについて適正に配置するよう要望していきます。	都市計画部	交通企画課
七	142. 山田川について、汚染がすすみ、悪臭がきついと指摘されていることから、原因を調査し、浄化を図ること。	河川環境については、定期的な水質測定や公共下水道の接続促進、事業場等への指導によって水質の改善に向けて取組を進めています。	水循環部	水再生課
七	143. 絹ヶ丘から長沼町へ降りてくる坂道を自転車が猛スピードで北野街道の歩道を走り、歩行者との接触事故などが心配されている。道路標識の細いポールに「自転車スピード注意！」のステッカーが貼ってあるが不十分なので、もっと効果的に減速させる対策を講じること。	現地を確認し、より注意を喚起する啓発のステッカー等により効果的な対策ができるか確認します。	道路交通部	管理課
七	144. 別所2丁目44番地・49番地・56番地の丁字路交差点は、横断歩道があるが信号機が設置されていない。大型ショッピングモール「ぐりーんうおーく多摩」の開業で車の往来が激しくなり、住民や子どもたちが渡れずに困っている。事故も発生しており、一日も早く信号機が設置されるよう働きかけること。	信号機の設置については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課

要望No.	要望	回答	部	課
七 145	145. 京王堀之内駅とVIA長池間の通路について、雨天時に水たまりができる場所があるので改善すること。	雨天時に現地を確認し、判断します。	道路交通部	補修センター
七 146	146. 南大沢輪舞歩道橋によって、交差点を平面で渡れるのは自転車だけという交通規制になっているが、階段の昇り降り避ける歩行者も渡っている実態があります。こうした規制は歩行者に多くの負担をかけることから、横断歩道を歩行者も渡れるよう交通規制を見直すこと。	輪舞歩道橋下交差点については、警視庁と連携し、可能な対策を検討していきます。	道路交通部	路政課 交通事業課
七 147	147. 富士見台公園の南側は、人通りがあまりないためか草刈りが不十分だとの声が寄せられているので、適切な草刈りを行うこと。	当該公園の指定管理者に、適切な維持管理を指導します。	まちなみ整備部	公園課
七 148	148. 大塚団地住民が利用できるよう、帝京大学構内発百草団地経由多摩センター駅行きまたは聖蹟桜ヶ丘駅行きのバスを帝京大学西側の道路も通るようバス路線・バス停の新設を行うようバス事業者に要請すること。	路線バスの運行に関する経路やダイヤについては、利用者や周辺状況等を踏まえて、バス事業者が定めています。路線設定に際しては、安全な運行が確保できる道路の幅員が必要となるなどの制約があり、ご要望の路線での運行が可能かどうか別途検討が必要ですが、地域の利便性の向上に向けたバス路線の充実については、バス事業者へ要望していきます。	都市計画部	交通企画課
七 149	149. 京王堀之内駅と唐木田駅を結ぶバス路線を事業者に要請するとともに、多摩市と連携した地域ミニバスの運行をめざして調査検討・協議を行うこと。	京王堀之内駅と小田急唐木田駅を結ぶ路線については、以前バス事業者がその運行に向け調整を行いましたが、予定路線沿線の住民から強い反対があり断念した経緯があります。また、多摩市のコミュニティバスについても同様の反対があり大変苦労して現在のルート確保を図ったこと、路線延伸による利便性低下が利用者数の減少につながりかねないことなどから、市外へのルート延伸は考えていないとの見解をいただいております。ご要望の件については、いずれも難しいものであると考えています。	都市計画部	交通企画課
七 150	150. 絹ヶ丘1丁目内の道路について、舗装の打ち直しを行うこと。	部分補修で対応します。	道路交通部	補修センター 路政課
七 151	151. 国道16号と北野街道が交差する片倉町交差点、小比企町から北野に向かう線は、左折の車が歩行者を待つために渋滞が発生していることから、歩車分離式信号を導入すること。	信号機の管理については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課

要望No.	要望	回答	部	課
七 152	152. 西武北野台行きのバス路線を平日も運行するようバス事業者に働きかけること。	西武北野台周辺のバス路線については、団地開設後に八王子みなみ野駅とつながる新たな幹線道路の開通など、周辺の交通環境の変化にあわせてより利便性が高い運行方法へと変更してきていると聞いています。 西武北野台行のバスについては、バス事業者へも地域から要望が寄せられているところですが、他のバス路線のバス停との地形的な関係から、潜在的な利用者が限られており、現在土日祝日に運行しているバスの利用状況を見ても、ご要望にある平日の運行は難しいとバス事業者から聞いています。	都市計画部	交通企画課
七 153	153. 北野台2-21-9先の角は道路が直角に曲がる形となっており、見通しが悪いことから、こみちの公園側にカーブミラーを設置すること。	生活道路で幅員も隅切りも確保されている状況のため、カーブミラーの設置は不要と判断します。	道路交通部	補修センター
七 154	154. 北野台1-31付近に小さな陥没があるほか、北野台3-25付近及び北野台5-32付近の歩道で木の根によるものと思われる盛り上がりが出てきているので補修すること。	北野台1-31周辺の陥没については、調査のうえ陥没補修を行います。 北野台3-25付近及び5-32付近の歩道については、調査のうえ根上がり補修を行います。	道路交通部	補修センター
七 155	155. 下柚木2-10(由木事務所敷地)角から山下歩道橋に渡る横断歩道について、事務所側から出てくる歩行者・自転車と川沿いの車道を走る車との事故が心配されている。注意喚起の看板や標識が設置されているが、徐行の道路標識をしないことや歩道橋側にカーブミラーを設置するなど安全対策を講じること。	「徐行」の路面標示は、現地確認後に対応します。 カーブミラーについては、自動車の運転者が必要な見通しを確保する交通補助用具として設置するもので、歩行者・自転車が安全確認を行うためのものではありません。	道路交通部	補修センター
七 156	156. 天野バス停付近の道路で幅が2メートル足らずでありながら対面通行可能で大変危険になっている。通学路指定をされており、安全対策のために一方通行か居住車専用にするなど地元と協議して対応すること。	通学路の安全確保や危険箇所の改善については、学校や町会等地域の方々、道路管理者、警察署など関係機関と連携して安全対策に取り組んでいきます。	学校教育部	保健給食課

要望No.	要望	回答	部	課
七	157. 大塚230-8の賃貸マンション敷地内の樹木が茂り電線にかかっているため敷地所有者に伐採を要請すること。また、隣接する水路敷について雑草が繁茂すると通行する車両の視界をさえぎるなど危険なため、適切な草刈り・除草を行うこと。	市道上に樹木等がはみ出して通行に支障のある場合は、所有者に対し剪定を依頼します。	道路交通部	管理課
		隣接する大塚どんどん橋緑地の樹木については、指定管理者に樹木剪定をするなど、適正な維持管理をするよう指導します。	まちなみ整備部	公園課
		水路敷地の除草は年一回を基本としており、除草が必要な場合は、町会等からの要望を踏まえて、適切に対応するよう努めます。	水循環部	水環境整備課
七	158. 大塚なかおね公園内の通路に複数の外灯が設置されているが、なお暗く感じ女性から不安だとの声が寄せられている。外灯の増設、照度の引き上げ、外灯を覆っている樹木の剪定など対策を講じること。	当該公園の指定管理者に、適切な維持管理を指導します。	まちなみ整備部	公園課
七	159. 大塚642-13付近でガードレールの根元に陥没している箇所があり、歩行者から危険を指摘されているのですみやかに補修すること。	既に補修済みです。	道路交通部	補修センター
七	160. 19住区西山地区では、居住者の増加とともに、野猿街道からフードワン・都道の間を通行する車両が増加している。現在住宅販売事務所が設置されている敷地そばには広い車道を横断するための横断歩道があるが、信号機は設置されていない。また、南側から出てくる車から、野猿街道側から右カーブしながら上り坂を走ってくる車を確認するためと思われるカーブミラーが設置されているが、事故の心配は解消されないことから、押しボタン・感应式信号機を設置すること。その際は、カーブの手前に予告信号灯も設置すること。	信号機の設置については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課
七	161. 前項の地点近くの19住区西山地区内で、複数の丁字路があり、一時停止の道路表示を行い、カーブミラーを設置すること。	隅切りがある広い道路のため、カーブミラーの設置は不要と判断します。	道路交通部	補修センター

要望No.	要望	回答	部	課
七 162	162. 堀之内2-25先、洗馬川公園そばで川沿いを東西に走る道路から直角に野猿街道方向にまがる形になっている。歩行者・自転車注意の標識が設置されているが、効果が疑問であり、徐行を促す道路標示や標識の設置、カーブミラーを設置するなど出会い頭の衝突事故を避ける方策を講じること。	注意喚起の立看板については、地元町会の要望により配布をしていますので、申請をお願いします。なお、当該箇所においては、徐行・目視による安全確認が可能であり、カーブミラーの設置は不要と判断します。	道路交通部	補修センター
七 163	163. 南大沢中郷公園内の園路の傷みが進んでおり、各地でタイルのはがれや陥没などがあるので、補修すること。	部分補修で対応します。	まちなみ整備部	公園課
七 164	164. 南大沢5丁目内の道路の傷みが進んでおり、各地でひび割れや陥没などが見受けられるので補修、打ち替え舗装など対策を講じること。	部分補修で対応します。	道路交通部	補修センター 路政課
七 165	165. 南大沢5丁目内の谷戸山橋の両端に段差が生じていることから補修を行うこと。	既に補修済みです。	道路交通部	補修センター
七 166	166. 南大沢5-3敷地内と思われるが、法面の雑草が繁茂しているので、草刈りをして歩道の安全を確保すること。	現地を確認後、対応します。	道路交通部	補修センター
七 167	167. 南大沢南交差点を南大沢側の団地から尾根幹線方面へ向かう際、右折の信号が短すぎて渋滞が起こることがある。右折時間を時間帯によって延長するなど調整されるよう交通管理者に要請すること。	信号機の管理については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課
七 168	168. 上柚木3-12、OKスーパー周辺の道路で、雑草が大人の背丈ほどにも伸びた状態が長く続く。草刈りの回数を増やして適正な管理を行うこと。	草の繁茂状況を見ながら対応していきます。	道路交通部	補修センター
七 169	169. 上柚木3丁目地内、上柚木小学校西側の歩道に長い亀裂が走っているので補修すること。	既に補修済みです。	道路交通部	補修センター

要望No.	要望	回答	部	課
七	170. 鍵水2丁目から多摩境駅まで徒歩で行く際、まっすぐ坂を下っていくと道路が立体交差となっているために駅方面にいけないこととなっている。やむなくスーパーアルプス多摩境店の西側を遠回りしてから駅とつながる道路に出ている。そこで、都立小山内裏公園を通過してバス道路に上がる階段を町田市小山ヶ丘4丁目内に整備するよう東京都及び町田市に要請すること。また、遠回りとなるスーパーアルプス側に渡る交差点に信号機が設置されておらず、事故の心配があるため信号機の設置をすること。	<p>階段整備については、該当する道路を管理する町田市建設部建設総務課計画係へ要望内容を伝えました。</p> <p>信号機の設置については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。</p>	道路交通部	路政課
七	171. 橋本発神奈中車庫行きのバスの本数が少なく最終バスが早く終わる一方、南大沢駅から多摩美大のバスが少なく回送ばかりが目立っていることから、回送で走らせるくらいなら多摩美から南大沢駅までの便を増やすこと。	<p>路線バスの運行に関する経路やダイヤについては、利用者や周辺状況等を踏まえて、バス事業者が定めています。このため路線の増便や運行時間の延長などについては、一定程度の需要が見込まれないと実現は難しいものがあると聞いていますが、回送バスについては営業運行することにより、効率的な運行につながることも考えられますので、ご要望の件についてバス事業者へ伝えていきます。</p>	都市計画部	交通企画課
七	172. 南大沢中の前の遊歩道(旧三和から駅に向かう南大沢3丁目と4丁目の境)は、雨に濡れるとすべるタイルとなっており、下りでもあり、中学生ですら滑るので高齢者は本当に歩きにくい。滑らないタイルまたはアスファルト舗装にすること。	<p>現地調査を行い、課題を整理していきます。</p>	道路交通部	補修センター 路政課
七	173. 別所1-68先、デポ一店舗駐車場側の横断歩道に押しボタン式信号を設置すること。	<p>信号機の設置については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。</p>	道路交通部	交通事業課
七	174. 別所やまざくら公園の南側の道路は、歩道が狭く坂になっているので車イスやベビーカーを使うときにとても危険だと指摘されている。植え込みを一部削ってでも拡幅するなど改善すること。	<p>現地調査を行い、課題を整理していきます。</p>	道路交通部	路政課
七	175. 別所2丁目地内の都営住宅敷地の植木が茂り、歩道が植木や雑草で通れないところがあるため、管理者に伐採・除草を要請すること。	<p>市道上に樹木等がはみ出して通行に支障のある場合は、所有者に対し剪定を依頼します。</p>	道路交通部	管理課

要望No.	要望	回答	部	課
七 176	176. 南多摩専門学校前バス停(多摩市山王下1-18)と東中野公園を結んでいた横断歩道をなくし、横断歩道ありの警告道路表示も消されているが、なぜ横断歩道を廃止したのか理由が明らかでない。東中野公園内を通过这个のバス停を利用する八王子市民もいることから、横断歩道の必要性はあると考えている。一方、横断歩道消去後もバス停側に横断歩道用の点字ブロックが設置されたままになっていることは矛盾している。近隣住民、交通管理者とも協議して対応すること。	横断歩道の設置や廃止については、警視庁が交通事故の発生状況や交通量、地域住民等の意見・要望等を総合的に判断して決定しており、市としても必要な働きかけを行います。	道路交通部	交通事業課
七 177	177. 松が谷交番前の丁字路に、すぐ近くのめぐみ第一保育園前の丁字路と同様にカーブミラーを設置し、交差点内の道路表示が薄くなっているのを補修すること。	カーブミラーについては、隅切りもある広い道路のため、設置は不要と判断します。路面標示については、現地確認後に対応します。	道路交通部	補修センター
七 178	178. 鹿島・松が谷地域から八王子駅行きのバス路線、南大沢駅や京王堀之内駅に行くバス路線の実現をバス事業者に要請すること。	路線バスの運行に関する経路やダイヤについては、利用者や周辺の状況等を踏まえて、バス事業者が定めています。なお、ご要望についてはバス事業者へ伝えていきます。	都市計画部	交通企画課
七 179	179. 鹿島945-89斎藤医院、「愛宕団地」バス停に郵便ポストの設置を要請すること。	八王子南郵便局に確認したところ、郵便ポストの設置については、様々な条件を勘案し総合的に検討するため、その可否を判断するには一定の期間が必要になるとのことでしたが、正式な要望は、地元の自治会等の御意見として、直接八王子南郵便局に要望していただくことが適切であると考えています。	総務部	総務課
七 180	180. 鹿島にある梶川公園内の階段が傷んでいる個所があるので、点検のうえで補修すること。	当該公園の指定管理者に、適切な維持管理を指導します。	まちなみ整備部	公園課
七 181	181. 北野駅南口のバス停に設置されている点字ブロックがバス停と整合していないので、改善すること。	計画的に改修をしていきます。	道路交通部	路政課
七 182	182. 富士見台公園の噴水を夏だけでも出るようにし、プールを利用できない幼児が親とともに水遊びさせることができるようにすること。	人工的な水路や噴水については、維持管理経費が増大するだけでなく、衛生的にも問題があるため、再開することは考えていません。	まちなみ整備部	公園課

要望No.	要望	回答	部	課
七	183. 南陽台・北楽公園は、遊具も複数あり、隣接した広場では盆踊りが開催されるなど利用者も多い。東京都水道局の応急給水拠点ともなっていることから公衆トイレを設置すること。また、入口の段差が大きく、子どももいっしょに乗せる自転車は引き上げきれないので、段差解消を図ること。	平成27年度に実施設計を行い、28年度に段差解消を含めた園路等の整備工事を予定しています。	まちなみ整備部	公園課